

No.22 大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望

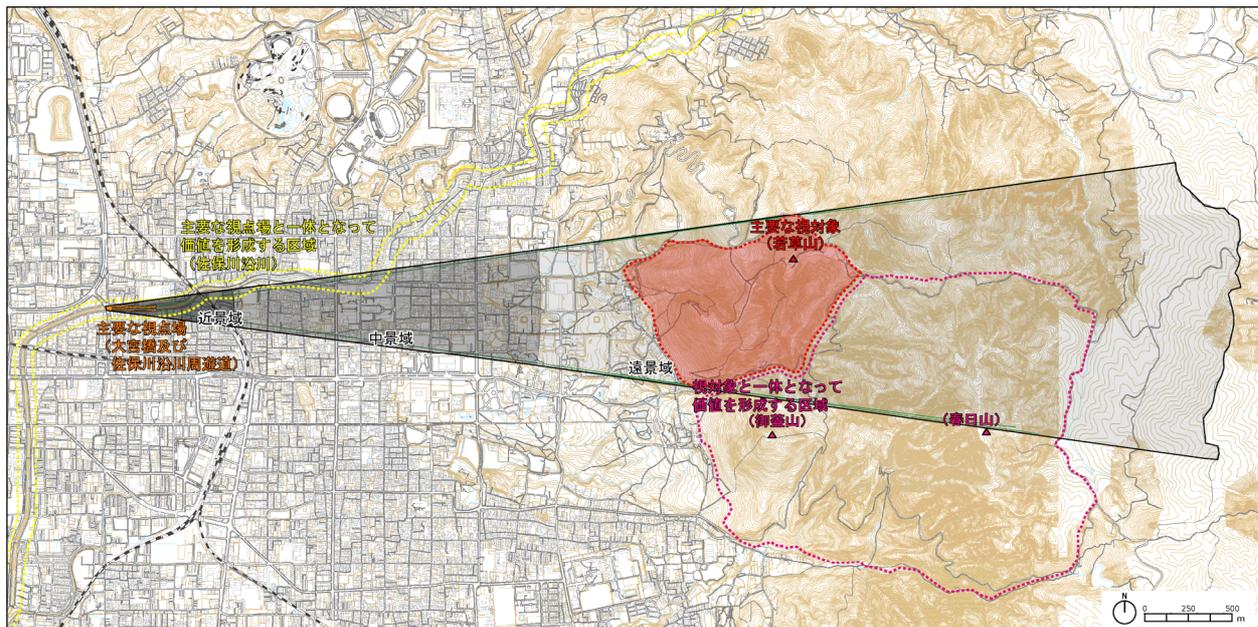
(1) 眺望景観の概要

①眺望景観の構成

類型	Ⅲ：見通し型眺望景観	
視点場	主要な視点場	大宮橋及び佐保川沿い
	主要な視点場と一体となって価値を形成する区域	佐保川沿いの区域
視対象	主要な視対象	若草山
	主要な視対象と一体となって価値を形成する区域	御蓋山、春日山
眺望空間	近景域	佐保川及び沿川の桜並木
	中景域	市街地
	遠景域	若草山
	主要な視点場から主要な視対象である若草山の南北山裾を結ぶ直線で囲まれた区域であり、かつ、東部山並みの稜線までの区域とする。	



■ 眺望景観の構成図



②奈良らしさ

i) 目に見える景観の特性

佐保川沿いの桜並木が、大宮橋から若草山への軸線を形成し、若草山を象徴的に眺めることができる。河川と桜並木と若草山による自然豊かな景観であり、四季の移ろいが感じられる眺望景観である。

ii) 心で感じる景観の特性

○歴史的背景

若草山は、山容が菅笠の形をし、3つの嶺が重なったようにみえることから、通俗的に「三

笠山」とも呼ばれてきた。若草山の名は「伊勢物語」で在原業平が「むさし野はけふはな焼きそ若草のつまもこもれり我もこもれり」と歌ったことに由来するとも言われている。東大寺山堺四至図によると、元々は樹木の茂った山であったことがわかる。山頂には前方後円墳である史跡鶯塚古墳があり、鶯山とも呼ばれる。

佐保川は平城京でいう左京三坊を地形に沿って蛇行して南下していたが、平城京の造営により、三坊の西よりを直線的に南下するように河川改修されている。昭和4年(1929)に佐保川保勝会が組織され、近年では、20年程前に県により植樹が行われた。

○民俗文化・生活文化／文学・芸術作品／説話・伝承

若草山では、毎年1月に、「若草山の山焼き」が行なわれる。若草山の山焼きの起源には、若草山山頂にある鶯塚古墳の鎮魂のためという説や若草山を年内もしくは翌年の1月頃までに焼かなければ不祥事が起こると考えられていたためという説、東大寺と興福寺との領地争いがもとであるという説、春の芽生えをよくするための原始的な野焼きの遺風を伝えたものであるという説などの諸説がある。

春季になると一帯では谷間に鶯の鳴く声が聞こえたことから以下の歌が歌われている。

「今もなほ 妻やこもれる 春日野の 若草山に うぐひすの鳴く」

(中務卿親王「夫木抄」)

「すたつとも みゑぬものから 鶯の 山のいろいろ ふみも見ろかな」

(「宇津保物語」)

佐保川は、江戸時代からの奈良の伝統産業「奈良晒」づくりの作業には、水洗いのための清流が不可欠であり、佐保川の清流が使われたという。江戸時代、奈良の名奉行川路聖謨は植樹に関心深く、東大寺や興福寺の境内の桜が枯れて風致が荒れてきていたのを遺憾として、東大寺、興福寺から高円・佐保のあたりまで、桜と楓の苗木を植樹したと伝えられる。佐保川堤の桜の古木は地元で「川路桜」といわれる。

また、佐保川は古来詩歌に詠まれることも多く、万葉集には以下の歌がある、

「佐保河の 小石ふみ渡り ぬばたまの 黒馬の来る夜は 年にもあらぬか」

(大伴坂上郎女、万葉集)

「佐保川の 水を塞きあげて 植ゑし田を 刈る早飯は 独りなるべし」

(上の句：尼／下の句：大伴家持、万葉集) …最古の連歌とされる

○眺望景観の構成要素の関係

佐保川は、若草山から連なる世界遺産である春日山原始林を水源としている。

iii) 情報としての景観の特性

○名所案内記・絵図等

若草山は、「大和名所図会巻ノ一」(寛政3年(1791))、「奈良名所東山一覽之図」(幕末頃)、「いんぱんや絵図」(明治3~15年(1870~1882))、「奈良名所細見図」(明治24年(1891))など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

佐保川は、「大和名所図会巻ノニ」(寛政3年(1791))で紹介されている。

○インベントリー

若草山を含む奈良公園は、「日本の歴史公園100選」「日本の都市公園100選」に選定されている。また、若草山の山焼きは「人と自然が織りなす日本の風景百選」に選定されている。

(2) 眺望景観の保全・活用の現状と課題

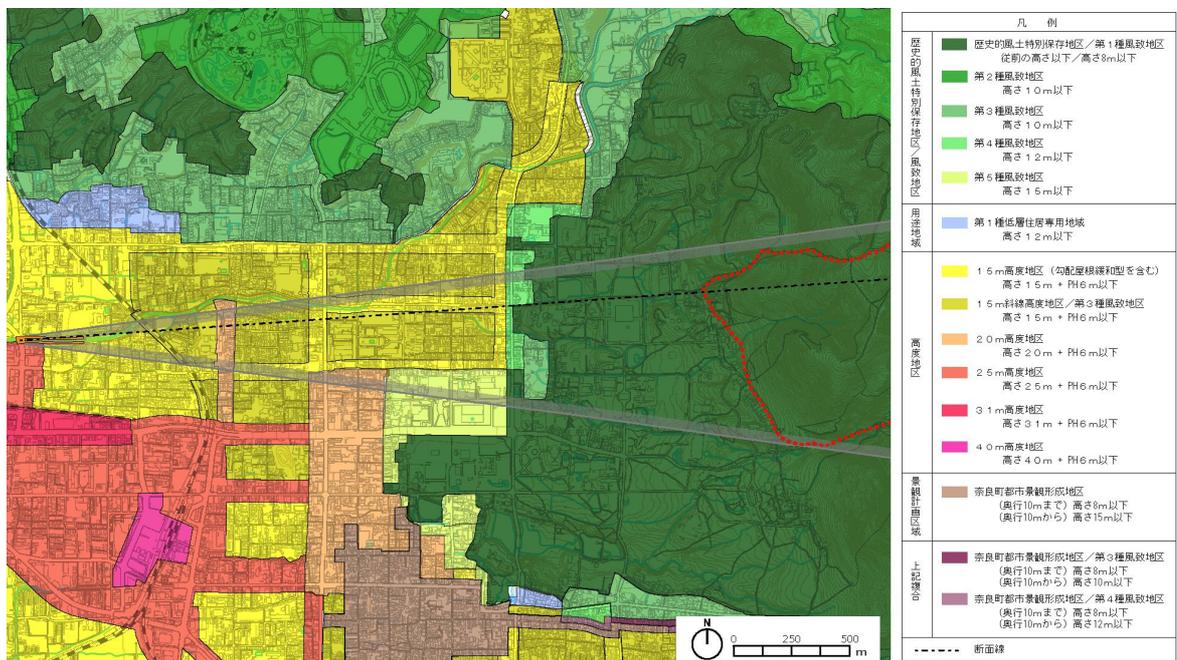
① 守るための視点

若草山は、名勝奈良公園、史跡東大寺旧境内、第一種風致地区や歴史的風土特別保存地区等により保護されており、視対象については、新たな保全施策は求められない。

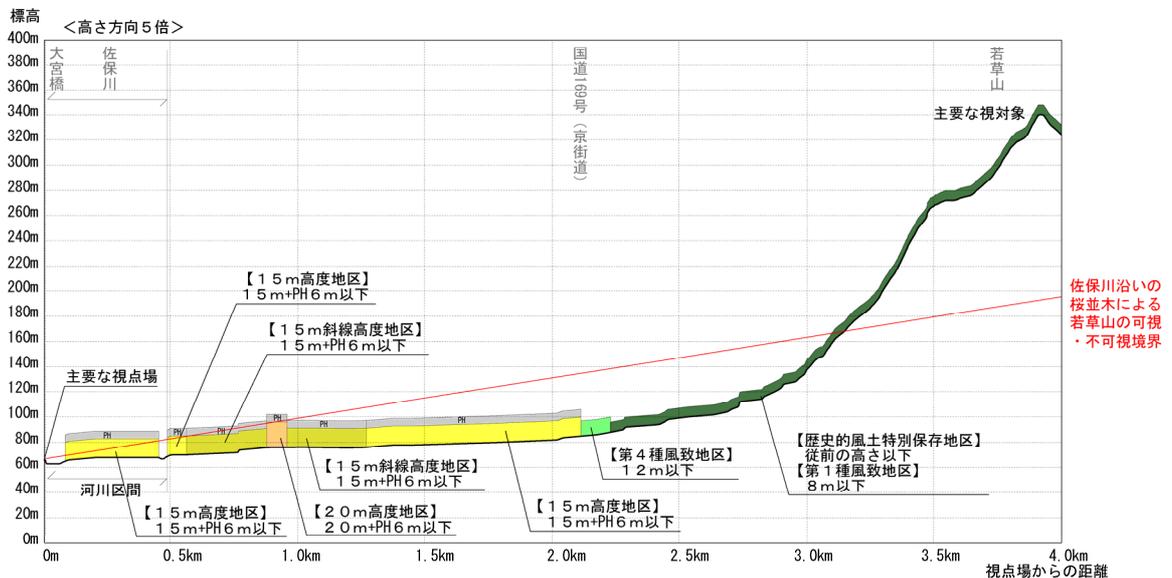
周囲は15m高度地区及び15m斜線高度地区であり、山の稜線を分断するような建物は建てられないが、塔屋や屋上広告物等が桜並木の背後に映りこむおそれがある。屋上広告物の色彩や形態意匠の制限を設け、眺望景観に映り込む場合は、色彩や形態意匠に配慮することが求められる。

自然豊かな軸線をつくりだすとともに、春には美しい桜の帯がつくりだされる河川沿いの桜並木の保全・管理を進めることが求められる。特に、「川路桜」などの桜の古木の保護が求められる。

■ 現行法による高さ規制の状況



■ 現行法による高さ規制の状況(断面図)



②整えるための視点

河川沿いの建築物は桜並木により目立たないが、建物上部の塔屋が視界に映り込むものもみられるため、修景が求められる。

河川護岸のコンクリートブロックが自然的な景観と調和しない。



■ 河川の湾曲部分における建築物の映り込み

③活かすための視点

奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定されているものの、主要な視点場のひとつである大宮橋歩道は、立ち止まってゆっくりと眺望を楽しめるような場としての整備はされていない。視点場としての案内板等の整備の検討が求められる。

佐保川小学校では、佐保川を学習の場とした「水辺の楽校」の取り組みを進めており、水質検査や生物観察、清掃活動などを実施しており、地域住民等と連携した取り組みの継続・拡充が求められる。

(3) 眺望景観の保全・活用の目標と方針

①眺望景観の保全・活用の目標

前述の「奈良らしさ」の整理より、大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望の主題（コンセプト）は、「佐保川と佐保川沿川の桜並木がつくる自然豊かな軸線を通して若草山を望む、豊かな自然が織り成す眺望であること」にあるといえる。

そこで、眺望景観の保全・活用の目標は、以下のとおりとする。

【眺望景観の保全・活用の目標】

～ アイストップと成る若草山と佐保川、桜並木が一体となった

自然豊かな眺望景観づくり ～

②眺望景観の保全・活用の方針

眺望景観が抱える課題を解決していくため、眺望景観の保全・活用の目標を具体化した「眺望景観の保全・活用の方針」を以下のように設定する。

【眺望景観の保全・活用の方針】

守るための方針

- ・ 建築物等の高さや形態意匠の景観誘導などにより、若草山の前景を保全する。
- ・ 沿川の桜並木の適切な維持・管理を行うことにより、アイストップとなる若草山と佐保川、桜並木が一体となった自然豊かな眺めを保全する。
- ・ 若草山の地形・植生等を含めた総合的な保全・維持管理を図る。

整えるための方針

- ・ 自然豊かな眺望景観に調和した親水護岸の整備を進め、良好な水辺空間を形成する。
- ・ 景観を阻害する建築物等の修景を行い、若草山への自然豊かな軸線を形成する。

活かすための方針

- ・ 周辺地域の歴史文化遺産やその他の奈良らしい眺望景観等と連携し、観光資源としての積極的な活用を推進する。
- ・ 佐保川や若草山の歴史や文化、相互の関係などを通じて眺望景観の価値を多くの人々が理解し、見る人それぞれの感性により、多様な感じ方ができるような情報発信や空間づくりを推進する。
- ・ 大宮橋や河畔の適切な管理・整備や良好な景観の形成などにより、視点場としての魅力の向上を図る。
- ・ 若草山と周囲の御蓋山・春日山等の山並みとが一体となった豊かな自然景観としての魅力の向上を図る。

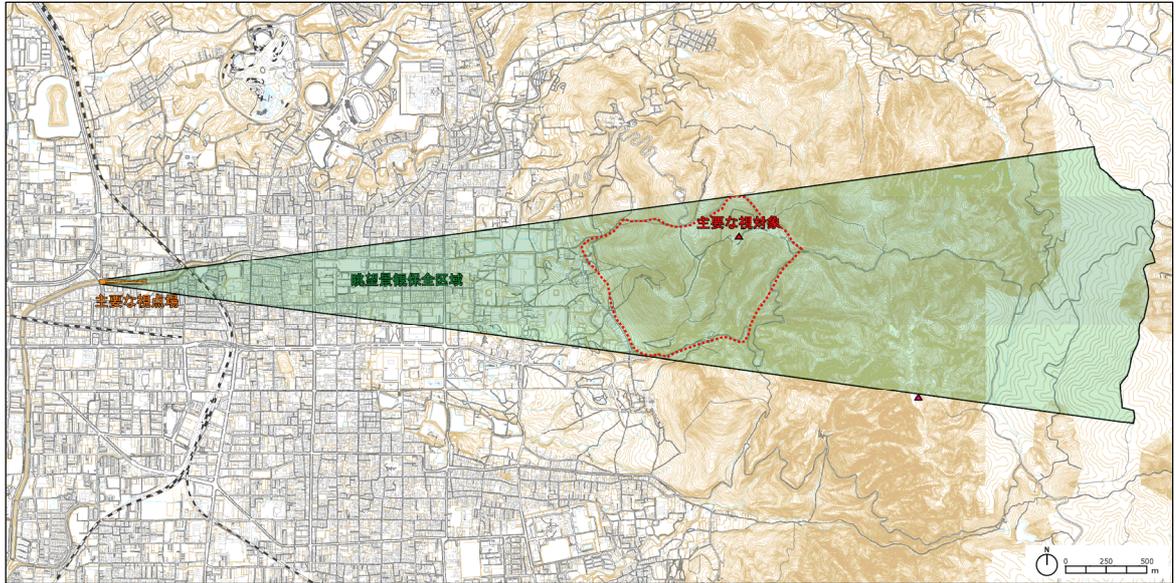
(4) 眺望景観の保全・活用の方策

①守るための方策

○対象区域

(1) ①で設定した眺望空間全体を「眺望景観保全区域」とし、守るための方策の対象区域とする。

■ 眺望景観保全区域



○施策の方向性

建築行為や開発行為等に対する規制・誘導の手法に基づき、眺望景観保全区域を3つのゾーンに区分し、それぞれの以下の方向性に基づき施策を展開していくこととする。

<ゾーンA：眺望景観の視点からの新たな規制・誘導策を講じる区域>

船橋町付近の南北道路沿道区域については、建築物の塔屋等が眺望景観を阻害しないよう、大規模行為のデザインガイドラインの建築物に関する事項（市街地景観区域のうち、眺望景観保全活用地区に含まれる区域を対象とする）について、規模・塔屋等の基準を追加する。

また、高度地区の制限を超える高さに塔屋等を設置する場合については、眺望景観への影響についてのシミュレーションや景観審議会風致デザイン部会委員の意見聴取を義務付けることを検討する。

佐保川沿川の区域は、桜並木越しや河川の湾曲部分に建築物等が映りこむおそれがある。従って、河川沿いの建築物等の形態意匠等を誘導するため、佐保川沿川景観形成重点地区への指定を検討する。

奈良市緑の基本計画に基づき、佐保川沿いの桜並木の保存のための事業を実施する。

<ゾーンB：現行の法制度に基づく規制・誘導を基本とし、必要に応じて配慮を求める区域>

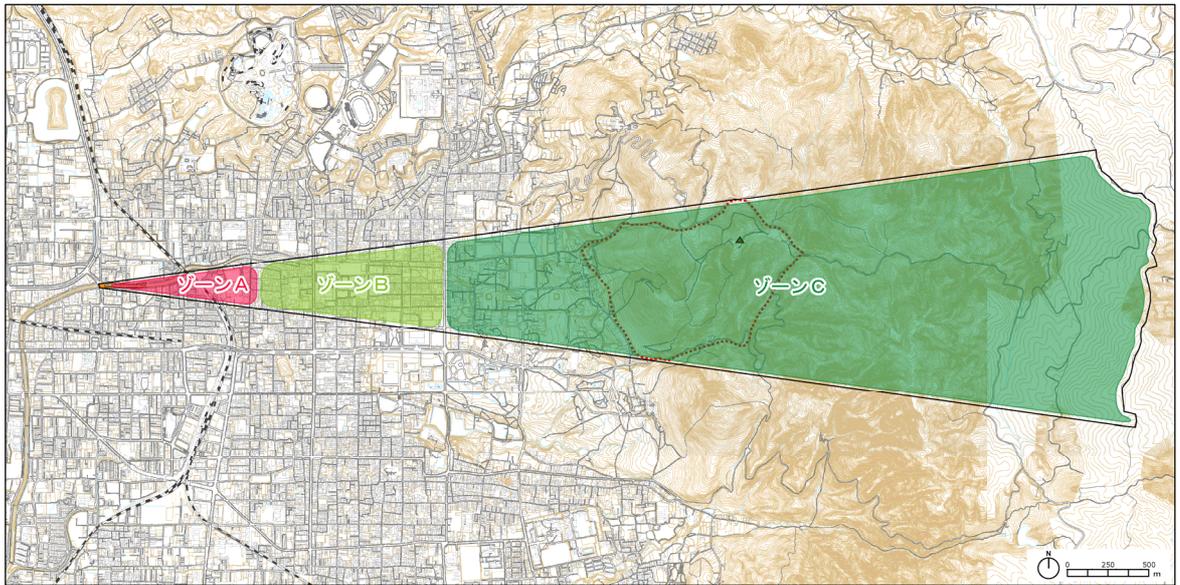
現行の高度地区や風致地区に基づき、建築物等の高さや形態意匠を規制・誘導するとともに、大宮橋及び佐保川沿いから若草山を望む際に、眺望景観を阻害するおそれのある高さや規模の建築物の建築等が計画された場合、景観シミュレーションや景観審議会風致デザイン部会委員の意見聴取の義務付けるを検討する。

<ゾーンC：現行の法制度に基づき規制・誘導を図る区域>

現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝等の文化財の指定に基づき、歴史的

建造物の保存や樹林や山林等の適切な保存管理等を推進する。

■ 守るための施策の方向性に係る区域区分



②整えるための方策

○対象区域

「眺望景観保全区域」を対象とする。

○施策の方向性

河畔の草刈りなどを継続して実施するとともに、自然な景観に調和する素材による親水護岸の整備を進め、多くの人々に利用される良好な水辺空間の形成を図る。

景観阻害要素の除去や修景のための助成制度の創設を検討し、所有者等との調整のもとに屋外広告物や塔屋をはじめとした既に景観を阻害している要素の修景を進める。

③活かすための方策

○対象区域

(1) ①で設定した「主要な視点場と一体となって価値を形成する区域」を「視点場魅力向上エリア」、「主要な視対象と一体となって価値を形成する区域」を「視対象魅力向上エリア」に設定し、活かすための方策の対象区域とする。

○施策の方向性

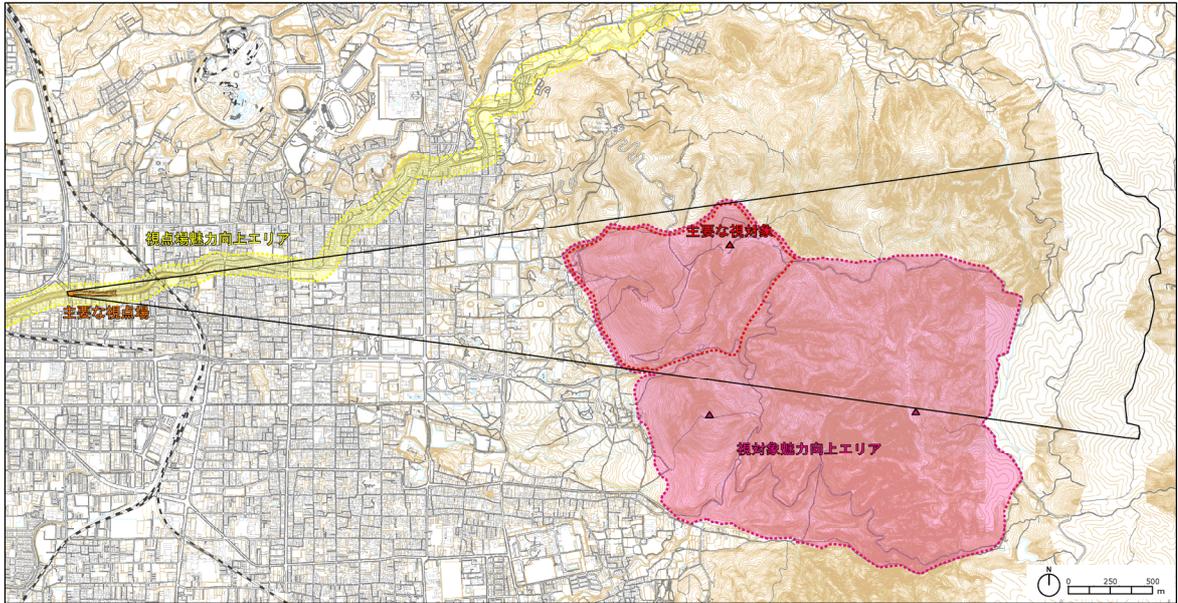
<視点場魅力向上エリア>

周辺地域の歴史文化遺産と連携した観光ルートの創設や観光マップの作成などにより、眺望景観を観光資源として積極的に活用していく。また、より多くの人々が、眺望景観から佐保川や若草山の歴史や文化、相互の関係などを感じられるよう、奈良市ホームページや情報誌等を通じて眺望景観に関する情報を積極的に発信する。

佐保川全体の一体的な景観形成を図るため、佐保川の全体（奈良市域に限る）を指定し、眺望景観の保全に加え、良好な河川景観の形成のため、佐保川沿川景観形成重点地区への指定を検討する。

奈良市緑の基本計画に基づく緑化重点地区として、佐保川沿いの桜の古木の保存や桜並木等の樹林の適切な管理、学校施設等と連携した河畔の径や河畔公園づくりの推進、活動

■ 視点場魅力向上エリア及び視対象魅力向上エリア



の支援によるホテルの生育環境づくりの推進に係る各種事業の実施や官民協働での取り組み体制の整備を進め、人々が自然に触れ合いながら散策できる視点場としての魅力を向上する。

<視対象魅力向上エリア>

視対象としての若草山の魅力を向上するため、周囲の御蓋山・春日山等の山並みについては、現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝、天然記念物等の文化財の指定に基づく適切な保存・管理を実施する。また、歴史的風土特別保存地区内については、買取り制度の活用による買取りと適切な維持管理を推進する。山林については、ナラ枯れ対策や台風等による被害木への対処ならびに森林の多様な機能を高度に発揮させるための景観施策を推進する。

また、若草山、御蓋山及び春日山は、地域住民等との協働による山林・樹林の管理や地域の自然環境や歴史を学ぶ場としての活用を検討する。